



| 目次                          | ページ |
|-----------------------------|-----|
| 規 則                         |     |
| ◎高知県行政組織規則の一部を改正する規則        | 1   |
| ◎高知県調理師法施行細則の一部を改正する規則      | 1   |
| ◎栄養士法施行細則の一部を改正する規則         | 1   |
| ◎高知県会計事務集中処理規則の一部を改正する規則    | 1   |
| 訓 令                         |     |
| ◎高知県電子計算機運営規程の一部を改正する訓令     | 1   |
| 告 示                         |     |
| ○保安林の指定予定の通知（5件）（治山林道課）     | 2   |
| ○道路の区域変更（2件）（道 路 課）         | 3   |
| ○道路の供用開始（2件）（ " ）           | 3   |
| ○公有水面埋立てのしゅん功認可（港 湾 課）      | 3   |
| 公 告                         |     |
| ○平成20年度前期技能検定試験の実施（雇用労働政策課） | 4   |
| ○平成20年度随時実施技能検定試験の実施（ " ）   | 7   |
| ○平成20年二級建築士試験の実施（建築指導課）     | 8   |
| ○平成20年木造建築士試験の実施（ " ）       | 9   |

規 則

高知県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成20年3月4日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第6号

高知県行政組織規則の一部を改正する規則

高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第131条中「東京都港区」を「東京都千代田区」に改める。

附 則

この規則は、平成20年3月10日から施行する。

高知県調理師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月4日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第7号

高知県調理師法施行細則の一部を改正する規則

高知県調理師法施行細則（昭和34年高知県規則第55号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第3条において」を「以下」に、「第7条において」を「以下」に改める。

第2条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、政令第1条の規定による調理師の免許の申請書について、県内の調理師養成施設（法第3条第1号の厚生労働大臣の指定する調理師養成施設をいう。）が当該調理師養成施設において1年以上調理、栄養及び衛生に関して調理師として必要な知識及び技能を修得した者（その住所地が高知市である者を除く。）に係るものを提出するときは、申請者の住所地を所管する保健所長を経由することを要しないものとする。

第4条第1項に次のただし書を加える。

ただし、第1号に掲げる書類にあっては、既に知事に提出したとき（当該試験が行われる年の1月1日の前日から起算して過去5年間に限る。）は、添付を省略することができる。

第8条中「第4条」を「第4条第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

栄養士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成20年3月4日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第8号

栄養士法施行細則の一部を改正する規則

栄養士法施行細則（昭和41年高知県規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和22年法律第245号」を「昭和22年法律第245号。第2条第2項において「法」という。」に、「第3条において」を「以下」に改める。

第2条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、政令第1条第1項の規定による栄養士の免許の申請書について、県内の栄養士の養成施設（法第2条第1項の厚生労働大臣の指定した栄養士の養成施設をいう。）が当該栄養士の養成施設において2年以上栄養士として必要な知識及び技能を修得した者（その住所地が高知市である者を除く。）に係るものを提出するときは、申請者の住所地を管轄する保健所長を経由することを要しないものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県会計事務集中処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月4日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第9号

高知県会計事務集中処理規則の一部を改正する規則

高知県会計事務集中処理規則（平成19年高知県規則第110号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる経費については、この限りでない。

- (1) 第3条第1号の非常勤職員に係る退職記念品料
- (2) 第3条第3号の電気料、水道料及びガス料金
- (3) 第3条第9号及び第11号の電話料金
- (4) 第3条第10号の電報料金
- (5) 第3条第13号のNHK（日本放送協会）受信料

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。（経過措置）
- 2 この規則による改正後の高知県会計事務集中処理規則の規定は、この規則の施行の日以後に会計管理局総務事務センターが受理した請求書に係る経費について適用する。

訓 令

高知県訓令第1号

本 庁  
各出先機関

高知県電子計算機運営規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月4日

高知県知事 尾崎 正直

高知県電子計算機運営規程の一部を改正する訓令

高知県電子計算機運営規程（平成6年4月高知県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「汎用コンピュータ、オフィスコンピュータ及びパーソナルコンピュータ」を「サーバ機器、パーソナルコンピュータ等」に改め、同条第3号中「システム」を「情報システム」に改め、同条第4号中「に設置する汎用コンピュータ」を「が所管する業務サーバで、単独又は複数の業務システムが稼動するサーバ機器等」に改める。

第4条の見出し中「電算処理化」を「電算処理」に改める。

第5条（見出しを含む。）、第6条（見出しを含む。）及び第

7条(見出しを含む。)中「システム」を「情報システム」に改める。

第8条及び第9条を削り、第10条を第8条とし、第11条を第9条とし、第12条を第10条とする。

第13条を削り、第14条を第11条とし、同条の次に次の1条を加える。

(共用コンピュータを利用する情報システムの廃止の届出)

**第12条** 業務主管課長は、共用コンピュータを利用する情報システムを廃止しようとするときは、情報政策課長に届け出なければならない。

第15条を第13条とし、第16条から第21条までを2条ずつ繰り上げる。

**附 則**

この訓令は、平成20年3月4日から施行する。

-----  
**告 示**  
-----

**高知県告示第118号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成20年3月4日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所  
吾川郡いの町神谷字小僧谷3669の2・3670・3671の1(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、3671の2、字田ノ本3680の1(次の図に示す部分に限る。)、仁淀川町川渡字新屋地2901、高岡郡越知町桐見川字アタラシ702、709、4502、4503から4505まで、4507
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字小僧谷3669の2・3670・3671の1・字田ノ本3680の1・字新屋地2901・字アタラシ702・709・4502・4503から4505まで・4507(以上12筆について次の図に示す部分に限る。)  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県森林部治山林道課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**高知県告示第119号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成20年3月4日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所  
長岡郡大豊町西峰字松ノ荒5051の1、5051の3から5051の5まで、5052の1、5052の2、字ニロ畝5044、字ナカノヲ5045の5、字ヨメガシワ1147の1、1147の3、字カヤノ畝1155、1156、1158、1159、字フシワラ1204の1、1204の2、字タカノヲ1333の1、1333の2、1333の4、1335の1、1335の2、字カモ荒4234の6、4234の15、4234の21、4234の22、4234の92、4234の99、4234の101、4234の102、4235の12、字ヨメガシワ1149の1、1150、1152、1154の2、字ム子ナロ1205の1、1205の3
- 2 指定の目的  
水源のかん養
- 3 指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県森林部治山林道課及び大豊町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**高知県告示第120号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成20年3月4日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所  
高岡郡四万十町大道字ヲヲダバ1362の6、字カトロタニ1386の15
- 2 指定の目的  
水源のかん養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県森林部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**高知県告示第121号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成20年3月4日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所  
四万十市竹屋数字喜根堂1030の1、1030の4、1030の6、1030の8から1030の10まで
- 2 指定の目的  
水源のかん養
- 3 指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県森林部治山林道課及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**高知県告示第122号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成20年3月4日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所  
安芸市畑山字クシゲ乙1049
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県森林部治山林道課及び安芸市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第123号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成20年3月4日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年3月4日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 西土佐松野
- 3 道路の区域

| 区 間                     | 変更前後の別 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|-------------------------|--------|-----------------|---------------|
| 四万十市西土佐津賀<br>字ホケノ山634番5 | 前      | 5.2<br>10.4     | 146           |
|                         | 後      | 14.2<br>22.2    | 146           |

高知県告示第124号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成20年3月4日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年3月4日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 昭和中村
- 3 道路の区域

| 区 間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|-----|--------|-----------------|---------------|
|     |        | 3.5             |               |

|   |   |             |     |
|---|---|-------------|-----|
| 四万十市蔵岡字東フ<br>ド山4282番1から<br>四万十市蔵岡字東フ<br>ド山4280番1まで  | 前 | 26.5        | 133 |
|   | 後 | 8.8<br>26.5 | 133 |
| 四万十市古尾字ナニ<br>ヲドリ206番1から<br>四万十市古尾字ナナ<br>ヲドリ1474番イまで | 前 | 4.0<br>5.0  | 46  |
|   | 後 | 5.0<br>8.5  | 46  |

高知県告示第125号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成20年3月4日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年3月4日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 西土佐松野
- 3 道路の区域

| 供 用 開 始 区 間             | 延 長<br>(メートル) | 供用開始年月日   |
|-------------------------|---------------|-----------|
| 四万十市西土佐津賀字ホケ<br>ノ山634番5 | 146           | 平成20年3月4日 |

高知県告示第126号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成20年3月4日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年3月4日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 昭和中村
- 3 道路の区域

| 供 用 開 始 区 間 | 延 長<br>(メートル) | 供用開始年月日 |
|-------------|---------------|---------|
|             |               |         |

|  |     |           |
|--|-----|-----------|
| 四万十市蔵岡字東フド山<br>4282番1から<br>四万十市蔵岡字東フド山<br>4280番1まで | 133 | 平成20年3月4日 |
|--|-----|-----------|

高知県告示第127号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定により次のとおりしゅん功認可したので、同条第2項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、香南市役所に備え置き、この告示の日から起算して10年間閲覧に供する。

平成20年3月4日

手結港港湾管理者 高知県

代表者 高知県知事 尾崎 正直

- 1 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
高知市丸ノ内一丁目2番20号  
高知県(高知県知事 尾崎 正直)

2 埋立区域

(1) 位置

香南市夜須町手結字南山1360番26地先から1360番24地先に至る公有水面

(2) 区域

次の①の地点から⑧の地点までを順次に直線で結んだ線、⑧の地点と⑨の地点とを結ぶ昭和62年秋分の日満潮位(DLプラス2.08メートル)における公有水面と陸地との境界線及び⑨の地点と①の地点とを結ぶ公有水面と平成10年12月11日付け高知県指令10港第388号でしゅん功認可された埋立地との境界線により囲まれた区域

①の地点 千切四等三角点(北緯33度32分03秒・東経133度45分24秒)から198度28分08秒664.535メートルの地点

②の地点 ①の地点から215度46分59秒280.660メートルの地点

③の地点 ②の地点から215度43分17秒17.603メートルの地点

④の地点 ③の地点から125度30分49秒53.228メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から36度52分29秒2.708メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から35度36分44秒14.875メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から35度48分25秒71.682メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から125度41分20秒35.089メートルの

地点

⑨の地点 昭和62年秋分の日の満潮位（D Lプラス2.08メートル）における公有水面と陸地との境界線と平成10年12月11日付け高知県指令10港第388号でしゅん功認可された埋立地とが交差する地点

(3) 面積

23,170.83平方メートル

3 埋立地の用途

公共ふ頭用地、漁業関連用地、レクリエーション施設用地、緑地用地、道路用地及び駐車場用地

4 埋立免許年月日及び埋立免許番号

昭和63年6月20日  
高知県指令63港第84号

5 しゅん功認可年月日

平成20年2月18日

公 告

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により、平成20年度前期技能検定試験の実施について次のとおり公告する。

平成20年3月4日

高知県知事 尾崎 正直

1 実施する等級、検定職種等

実施する等級並びに等級に応じ実施する検定職種及び作業は、次のとおりであり、実技試験及び学科試験によって行う。

(1) 一級及び二級職種

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、鋳造（鋳鉄鋳物鋳造作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業、高周波・炎熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、心無し研削盤作業、マシニングセンタ作業）、放電加工（数値制御形彫り放電加工作業、ワイヤ放電加工作業）、鉄工（製缶作業、構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）、工場板金（曲げ板金作業、打出し板金作業）、めっき（電気めっき作業）、アルミニウム陽極酸化処理（陽極酸化処理作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、切削工具研削（工作機械用切削工具研削作業、超硬刃物研磨作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）、家具製作（家具手加工作業、家具機械加工作業）、建具製作（木製建具手加工作

業、木製建具機械加工作業）、石材施工（石張り作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、築炉（築炉作業）、ブロック建築（コンクリートブロック工事作業）、タイル張り（タイル張り作業）、畳製作（畳製作作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、セメント系防水工事作業、シーリング防水工事作業、FRP防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、表装（表具作業、壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業）、広告美術仕上げ（広告面ペイント仕上げ作業、広告面粘着シート仕上げ作業）、商品装飾展示（商品装飾展示作業）、フラワー装飾（フラワー装飾作業）

(2) 二級職種

写真（肖像写真作業）

(3) 三級職種

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、鋳造（鋳鉄鋳物鋳造作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業、高周波・炎熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、マシニングセンタ作業）、建築板金（内外装板金作業）、工場板金（曲げ板金作業、打出し板金作業）、めっき（電気めっき作業）、仕上げ（機械組立仕上げ作業）、機械保全（機械系保全作業、電気系保全作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業）、塗装（金属塗装作業）、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）、商品装飾展示（商品装飾展示作業）、フラワー装飾（フラワー装飾作業）

(4) 単一等級職種

塗料調色（調色作業）、産業洗浄（高圧洗浄作業）

2 実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 実施期日

平成20年6月9日（月）から同年9月17日（水）までの間において、別途高知県職業能力開発協会が指定する日

イ 実施場所

別途高知県職業能力開発協会が指定する場所

ウ 手数料

検定職種ごとに次のとおりである。

(ア) 一級、二級、三級（高等学校に在学する者その他の別に定める者を除く。）及び単一等級職種

| 検定職種  | 実技試験の試験科目      | 手数料     |
|-------|----------------|---------|
| 園芸装飾  | 室内園芸装飾作業       | 15,700円 |
| 造園    | 造園工事作業         |         |
| 鋳造    | 鋳鉄鋳物鋳造作業       |         |
| 金属熱処理 | 一般熱処理作業        |         |
|       | 浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業 |         |
|       | 高周波・炎熱処理作業     |         |
| 機械加工  | 普通旋盤作業         |         |
|       | 数値制御旋盤作業       |         |
|       | フライス盤作業        |         |
|       | 数値制御フライス盤作業    |         |
|       | 平面研削盤作業        |         |
|       | 円筒研削盤作業        |         |
|       | 心無し研削盤作業       |         |
| 放電加工  | 数値制御形彫り放電加工作業  |         |
|       | ワイヤ放電加工作業      |         |
| 鉄工    | 製缶作業           |         |
|       | 構造物鉄工作業        |         |
| 建築板金  | 内外装板金作業        |         |
|       | ダクト板金作業        |         |

|              |               |
|--------------|---------------|
| 工場板金         | 曲げ板金作業        |
|              | 打出し板金作業       |
| めっき          | 電気めっき作業       |
| アルミニウム陽極酸化処理 | 陽極酸化処理作業      |
| 仕上げ          | 治工具仕上げ作業      |
|              | 金型仕上げ作業       |
|              | 機械組立仕上げ作業     |
| 切削工具研削       | 工作機械用切削工具研削作業 |
|              | 超硬刃物研磨作業      |
| 機械保全         | 機械系保全作業       |
|              | 電気系保全作業       |
| 電子機器組立て      | 電子機器組立て作業     |
| 電気機器組立て      | 配電盤・制御盤組立て作業  |
| 建設機械整備       | 建設機械整備作業      |
| 家具製作         | 家具手加工作業       |
|              | 家具機械加工作業      |
| 建具製作         | 木製建具手加工作業     |
|              | 木製建具機械加工作業    |
| 石材施工         | 石張り作業         |
| とび           | とび作業          |
| 左官           | 左官作業          |

|           |                 |
|-----------|-----------------|
| 築炉        | 築炉作業            |
| ブロック建築    | コンクリートブロック工事作業  |
| タイル張り     | タイル張り作業         |
| 畳製作       | 畳製作作業           |
| 防水施工      | ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 |
|           | アクリルゴム系塗膜防水工事作業 |
|           | セメント系防水工事作業     |
|           | シーリング防水工事作業     |
| FRP防水工事作業 | FRP防水工事作業       |
|           | FRP防水工事作業       |
|           | FRP防水工事作業       |
| 内装仕上げ施工   | プラスチック系床仕上げ工事作業 |
|           | 鋼製下地工事作業        |
|           | ボード仕上げ工事作業      |
| 熱絶縁施工     | 保温保冷工事作業        |
| サッシ施工     | ビル用サッシ施工作業      |
| 表装        | 表具作業            |
|           | 壁装作業            |
| 塗装        | 建築塗装作業          |
|           | 金属塗装作業          |
| 広告美術仕上げ   | 広告面ペイント仕上げ作業    |
|           | 広告面粘着シート仕上げ     |

|         |             |         |
|---------|-------------|---------|
|         | 作業          |         |
| 写真      | 肖像写真作業      |         |
| 商品装飾展示  | 商品装飾展示作業    |         |
| フラワー装飾  | フラワー装飾作業    |         |
| 塗料調色    | 調色作業        |         |
| 産業洗浄    | 高圧洗浄作業      |         |
| 婦人子供服製造 | 婦人子供注文服製作作業 | 13,000円 |

(イ) 三級職種(高等学校に在学する者その他の別に定める者に限る。)

| 検定職種  | 実技試験の試験科目      | 手数料     |
|-------|----------------|---------|
| 園芸装飾  | 室内園芸装飾作業       | 10,500円 |
| 造園    | 造園工事作業         |         |
| 鋳造    | 鋳鉄鋳物鋳造作業       |         |
| 金属熱処理 | 一般熱処理作業        |         |
|       | 浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業 |         |
|       | 高周波・炎熱処理作業     |         |
| 機械加工  | 普通旋盤作業         |         |
|       | 数値制御旋盤作業       |         |
|       | フライス盤作業        |         |
|       | 平面研削盤作業        |         |
|       | マシニングセンタ作業     |         |
| 建築板金  | 内外装板金作業        |         |
| 工場板金  | 曲げ板金作業         |         |

|         |                     |
|---------|---------------------|
|         | 打出し板金作業             |
| めっき     | 電気めっき作業             |
| 仕上げ     | 機械組立仕上げ作業           |
| 機械保全    | 機械系保全作業             |
|         | 電気系保全作業             |
| 電子機器組立て | 電子機器組立て作業           |
| とび      | とび作業                |
| 左官      | 左官作業                |
| 内装仕上げ施工 | プラスチック系床仕上げ<br>工事作業 |
|         | 鋼製下地工事作業            |
|         | ボード仕上げ工事作業          |
| 塗装      | 金属塗装作業              |
| 広告美術仕上げ | 広告面粘着シート仕上げ<br>作業   |
| 商品装飾展示  | 商品装飾展示作業            |
| フラワー装飾  | フラワー装飾作業            |

エ 問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ、平成20年6月2日(月)に高知県職業能力開発協会に掲示して公表する。ただし、一部の職種については、公表しない。

(2) 学科試験

ア 実施期日

検定職種ごとに次のとおりである。  
(ア) 一級、二級及び単一等級職種

| 職種 | 実施期日          |
|----|---------------|
| 造園 | 平成20年8月24日(日) |

|  |               |
|--|---------------|
| 金属熱処理<br>とび<br>築炉<br>防水施工<br>サッシ施工<br>塗装<br>産業洗浄   |               |
| 機械加工<br>鉄工<br>めっき<br>アルミニウム陽極酸化処理<br>電子機器組立て<br>建設機械整備<br>婦人子供服製造<br>家具製作<br>建具製作<br>左官<br>畳製作<br>内装仕上げ施工<br>広告美術仕上げ<br>商品装飾展示 | 平成20年8月31日(日) |
| 写真   | 平成20年9月3日(水)  |
| 園芸装飾<br>鋳造<br>放電加工<br>建築板金<br>工場板金<br>仕上げ<br>切削工具研削<br>電気機器組立て<br>石材施工<br>ブロック建築<br>タイル張り<br>熱絶縁施工<br>表装<br>フラワー装飾<br>塗料調色     | 平成20年9月7日(日)  |

(イ) 三級職種

| 職種 | 実施期日 |
|----|------|
|    |      |

|   |               |
|---|---------------|
| 園芸装飾<br>造園<br>鋳造<br>機械加工<br>建築板金<br>工場板金<br>めっき<br>仕上げ<br>機械保全<br>電子機器組立て<br>とび<br>左官<br>内装仕上げ施工<br>塗装<br>広告美術仕上げ<br>商品装飾展示<br>フラワー装飾 | 平成20年7月27日(日) |
| 金属熱処理   | 平成20年8月24日    |

イ 実施場所

別途高知県職業能力開発協会が指定する場所

ウ 手数料

3,100円

3 受検の申請手続

(1) 提出書類

- ア 技能検定受検申請書(知事が別に定めるものとする。)
- イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面の写し

(2) 書類の提出先

高知市布師田3992-4(高知地域職業訓練センター内)  
高知県職業能力開発協会

なお、郵送の場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

(3) 書類の受付期間

平成20年4月3日(木)から同月16日(水)まで(郵送の場合は、平成20年4月16日付けの消印のあるものまで受け付ける。)

なお、受検する検定職種(作業)に応じて、受付期間内にインターネットで受検申請をすることができる場合がある。

(4) 技能検定受検申請書の交付

技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)の用紙及び受検案内は、高知県職業能力開発協会に交付する。

なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に

「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書すること。

(5) 手数料の納付方法等

手数料は、申請書に添えて納付すること。

なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、当該試験に係る手数料の納付は要しない。

また、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

4 合格者の発表等

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者には、高知県職業能力開発協会が書面で通知し、技能検定に合格した者の受検番号は、平成20年10月3日(金)に高知県庁本庁舎1階の掲示板に掲示するとともに、高知県雇用労働政策課ホームページ(<http://www.pref.kochi.jp/~koyou/>)に掲載する。

なお、三級職種のうち平成20年7月27日に学科試験を実施する職種については、合格した者の受検番号を同年8月27日(水)に高知県庁本庁舎1階の掲示板に掲示するとともに、高知県雇用労働政策課ホームページ(<http://www.pref.kochi.jp/~koyou/>)に掲載する。

5 技能検定合格証書等の交付

一級及び単一等級の技能検定に合格した者には厚生労働大臣から、二級及び三級の技能検定に合格した者には高知県知事から、それぞれ合格証書が交付される。

また、技能検定に合格した者には、厚生労働大臣から合格した等級の技能士章が交付される。

6 その他

この技能検定について不明な点は、高知県商工労働部雇用労働政策課(電話番号088-823-9765)又は高知県職業能力開発協会(電話番号088-846-2300)に問い合わせること。



職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第66条第3項の規定により、平成20年度随時実施技能検定試験の実施について次のとおり公告する。

平成20年3月4日

高知県知事 尾崎 正直

1 実施する等級及び検定職種

実施する等級及び等級に応じ実施する検定職種は、次のとおりであり、実技試験及び学科試験によって行う。ただし、(1)の三級に掲げる職種の試験については、当該職種に係る基礎一級又は基礎二級に合格した者に限り受検することができる。

(1) 三級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空

気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、塗装、塗装、工業包装

(2) 基礎一級及び基礎二級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、塗装、塗装、工業包装

2 実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 実施期日

平成20年4月1日(火)から平成21年3月31日(火)までの間において、別途高知県職業能力開発協会が指定する日

イ 実施場所

別途高知県職業能力開発協会が指定する場所

ウ 手数料

検定職種ごとに次のとおりである。

| 検定職種    | 手数料     |
|---------|---------|
| さく井     | 15,700円 |
| 鋳造      |         |
| 鍛造      |         |
| 機械加工    |         |
| 金属プレス加工 |         |

|              |
|--------------|
| 鉄工           |
| 建築板金         |
| 工場板金         |
| めっき          |
| アルミニウム陽極酸化処理 |
| 仕上げ          |
| ダイカスト        |
| 機械保全         |
| 電子機器組立て      |
| 電気機器組立て      |
| プリント配線板製造    |
| 冷凍空気調和機器施工   |
| 染色           |
| ニット製品製造      |
| 紳士服製造        |
| 寝具製作         |
| 帆布製品製造       |
| 布はく縫製        |
| 家具製作         |
| 建具製作         |
| 印刷           |
| 製本           |

|                 |
|-----------------|
| プラスチック成形        |
| 強化プラスチック成形      |
| 石材施工            |
| パン製造            |
| ハム・ソーセージ・ベーコン製造 |
| 水産練り製品製造        |
| 建築大工            |
| かわらぶき           |
| とび              |
| 左官              |
| タイル張り           |
| 配管              |
| 型枠施工            |
| 鉄筋施工            |
| コンクリート圧送施工      |
| 防水施工            |
| 内装仕上げ施工         |
| 熱絶縁施工           |
| サッシ施工           |
| ウェルポイント施工       |
| 表装              |
| 塗装              |

|         |         |
|---------|---------|
| 工業包装    |         |
| 機械検査    | 13,000円 |
| 婦人子供服製造 |         |

- エ 問題の公表  
 実技試験の問題は、あらかじめ受検申請者に公表する。  
 ただし、一部の職種については、問題の全部又は一部を公表しない。
- (2) 学科試験  
 ア 実施期日  
 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間において、別途高知県職業能力開発協会が指定する日  
 イ 実施場所  
 別途高知県職業能力開発協会が指定する場所  
 ウ 手数料  
 3,100円
- 3 技能検定受検申請書の受付期間  
 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間において、随時受け付ける。
- 4 技能検定受検申請書の請求先及び提出先  
 高知市布師田3992-4 (高知地域職業訓練センター内) 高知県職業能力開発協会  
 なお、技能検定受検申請書(知事が別に定めるものとする。)の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書することとし、技能検定受検申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。
- 5 合格者の発表等  
 実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者には、高知県職業能力開発協会が書面で通知し、技能検定に合格した者には、高知県知事から合格証書が交付される。  
 また、三級の技能検定に合格した者には、厚生労働大臣から三級の技能士章が交付される。
- 6 その他  
 この技能検定は、外国人の技能実習制度に係る研修成果の評価及び修得技能等の認定に活用するものである。  
 また、この技能検定について不明な点は、高知県商工労働部雇用労働政策課(電話番号088-823-9765)又は高知県職業能力開発協会(電話番号088-846-2300)に問い合わせること。
- ~~~~~  
 建築士法(昭和25年法律第202号)第13条の規定による平成20

年二級建築士試験を次のとおり行う。  
 なお、試験の実施に関する事務は、同法第15条の17第1項の規定に基づき、高知県指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。  
 平成20年3月4日  
 高知県知事 尾崎 正直

- 1 受験資格  
 受験資格を有する者は、平成20年7月5日(土)において建築士法第15条各号のいずれかに該当する者とする。
- 2 受験の申込み手続等  
 (1) インターネットによる受験申込み  
 インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に二級建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。  
 ア 受験申込みの受付期間及び受付時間  
 (ア) 受付期間  
 平成20年4月1日(火)から同月7日(月)まで  
 (イ) 受付時間  
 受付を開始する日の午前10時から受付を終了する日の午後4時まで  
 イ 受験申込みの方法  
 財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<http://www.jaic.jp/>)において、必要な事項を入力して申し込むこと。
- (2) 受験申込書による受験申込み  
 ア 受験申込みの受付期間  
 平成20年4月14日(月)から同月18日(金)までの間の午前10時から午後4時まで受け付ける。  
 なお、郵送の場合は、平成20年4月18日付けの消印のあるものまで受け付ける。  
 イ 受験申込みの方法  
 (ア) 受験申込書の請求先  
 高知市本町四丁目2-15 高知県建設会館3階 社団法人高知県建築士会  
 (イ) 受験申込書の提出先  
 社団法人高知県建築士会に直接提出すること。ただし、やむを得ない事情があるときは、書留速達による郵送でも受け付ける。
- 3 試験の日時及び場所  
 (1) 試験の日時  
 学科の試験 平成20年7月6日(日)午前10時から午後5時10分まで  
 建築設計製図の試験 平成20年9月14日(日)午前11時30分から午後4時まで



## (2) 試験の場所

高知市棧橋通二丁目11-6 県立高知工業高等学校

## 4 受験手数料

15,100円

## 5 合格者の発表

(1) 合格者は、平成20年12月4日(木)(予定)に発表する。また、合格者には合格通知書を送付し、不合格者には不合格の旨及び成績を通知する。

(2) 学科の試験の合格者には、その旨を通知し、不合格者には、不合格の旨及び成績を通知する。

## 6 その他

(1) 建築設計製図の課題は、平成20年6月11日(水)(予定)から財団法人建築技術教育普及センター中国四国支部及び社団法人高知県建築士会の事務所に掲示するとともに、学科の試験の試験場に掲示する。

(2) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出ること。



建築士法(昭和25年法律第202号)第13条の規定による平成20年木造建築士試験を次のとおり行う。

なお、試験の実施に関する事務は、同法第15条の17第1項の規定に基づき、高知県指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成20年3月4日

高知県知事 尾崎 正直

## 1 受験資格

受験資格を有する者は、平成20年7月26日(土)において建築士法第15条各号のいずれかに該当する者とする。

## 2 受験の申込手続等

## (1) インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾している者に限り行うことができる。

## ア 受験申込みの受付期間

## (ア) 受付期間

平成20年4月1日(火)から同月7日(月)まで

## (イ) 受付時間

受付を開始する日の午前10時から受付を終了する日の午後4時まで

## イ 受験申込みの方法

財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<http://www.jaeic.jp/>)において、必要な事項を入力

して申し込むこと。

## (2) 受験申込書による受験申込み

## ア 受験申込みの受付期間及び受付時間

平成20年4月14日(月)から同月18日(金)までの間の午前10時から午後4時まで受け付ける。

なお、郵送の場合は、平成20年4月18日付けの消印のあるものまで受け付ける。

## イ 受験申込みの方法

## (ア) 受験申込書の請求先

高知市本町四丁目2-15 高知県建設会館3階 社団法人高知県建築士会

## (イ) 受験申込書の提出先

社団法人高知県建築士会に直接提出すること。ただし、やむを得ない事情があるときは、書留速達による郵送でも受け付ける。

## 3 試験の日時及び場所

## (1) 試験の日時

学科の試験 平成20年7月27日(日)午前10時から午後5時10分まで

建築設計製図の試験 平成20年10月12日(日)午前11時30分から午後4時まで

## (2) 試験の場所

学科の試験 高知市棧橋通二丁目11-6 県立高知工業高等学校

建築設計製図の試験 高知市本町四丁目2-15 高知県建設会館4階ホール

## 4 受験手数料

15,100円

## 5 合格者の発表

(1) 合格者は、平成20年12月4日(木)(予定)に発表する。また、合格者には合格通知書を送付し、不合格者には不合格の旨及び成績を通知する。

(2) 学科の試験の合格者には、その旨を通知し、不合格者には、不合格の旨及び成績を通知する。

## 6 その他

(1) 建築設計製図の課題は、平成20年6月11日(水)(予定)から財団法人建築技術教育普及センター中国四国支部及び社団法人高知県建築士会の事務所に掲示するとともに、学科の試験の試験場に掲示する。

(2) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出ること。